

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ株式取扱規程

第1章 総則

第1条 (目的)

当社の株式に関する取扱いについては、定款第9条に基づきこの規程に定めるところによるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規程及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規程等」という。）による。

第2条 (株主名簿管理人)

当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

第3条 (少数株主権等の行使方法)

法令の定めによる少数株主権等の行使は、当社の定める書式により当社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第4条 (株主提案議案の株主総会参考書類)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 提案する議案が役員等選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

第5条（代理人による請求等）

この規程による請求、通知または届出を代理人によって行なうときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

2. この規程による請求、通知または届出を代理人により行なうときは、代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を、それぞれ提出しなければならない。

第6条（証明書類または保証人）

この規程による請求、通知または届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第7条（常任代理人または仮住所）

株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届出なければならない。

2. 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
3. 第1項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取り

第8条（単元未満株式の買取り請求の方法）

単元未満株式の買取り請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第9条（買取り価格の決定）

前条の買取り請求の買取り単価は、買取り請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取り単価に買取り請求株式数を乗じた額をもって買取代金とする。

第10条（買取代金の支払）

当社は、前条により算出された買取代金を、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取代金が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第11条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

第12条（単元未満株式の買増請求の方法）

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第13条（自己株式の残高を超える買増請求）

同一になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第14条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第15条（買増価格の決定）

買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日にあたる場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増代金とする。

第16条（買増株式の移転）

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第17条（買増請求の受付停止期間）

当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
 - (2) 9月30日
 - (3) その他機構が定める株主確定日等
2. 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第6章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

第18条（総株主通知の請求に係る正当な理由）

当社が総株主通知を請求することができる場合として社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第8項に規定する正当な理由は、取締役会において必要と判断した場合とする。

第19条（情報提供請求に係る正当な理由）

当社が情報提供請求をすることができる場合として振替法第277条に規定する正当な理由は、取締役会において必要と判断した場合とする。

第20条（所 管）

本規程の所管は総務労務部とする。

附 則

（改廃）「規程及び文書管理規程」による。

（施行）平成13年 6月20日 制定

（来歴）平成13年11月19日 改訂

平成14年 6月27日 改訂

平成15年 4月 1日 改訂
平成16年 3月15日 改訂
平成16年 6月29日 改訂
平成17年10月 1日 改訂
平成21年 1月 5日 改訂
平成21年 6月27日 改訂
平成24年 4月 1日 改訂
平成25年10月 1日 改訂
平成27年11月 1日 改訂 (組織名称の変更)
2019年 4月 1日 改訂 (組織名称の変更)